

毎週火、金曜日発行（但休日に当るとときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇告示 目 次  
基本測量を実施する旨の通知  
土地改良区の定款変更の認可  
肥料検査の結果

告

示

鳥取県告示第三百七十二号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり

基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年七月九日

鳥取県知事

石

破

二

朗

一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

鳥取県告示第三百七十三号

二 作業期間 昭和三十八年九月 五日から  
昭和三十八年九月十一日まで

三 作業地域 鳥取市

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、米沢村貝田土地改良区、神奈川村冽河崎土地改良区及び千代水土地改良区の定款変更を昭和三十八年七月五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年七月九日

鳥取県知事

石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十八年三月から五月まではに実施した肥料の検査の結果を、同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

